



2019年4月17日

各 位

会 社 名 株式会社放電精密加工研究所  
代 表 者 名 代表取締役社長 工藤 紀雄  
(コード番号 6469)  
問合せ先責任者 常務取締役執行役員管理部長  
役 職 ・ 氏 名 大村 亮  
電 話 046-250-3951

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年5月24日開催予定の第58期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行する予定です。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

##### (2) 目的事項の追加

今後の当社の事業拡大に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

##### (3) インターネット開示制度

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

- (4) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約  
取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。
- (5) 剰余金処分の決定機関  
機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定の新設等を行うものであります。
- (6) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年5月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2019年5月24日（予定）

以 上

## 定款変更案

(下線部は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u> <u>&lt;新設&gt;</u></p> <p>(1) <u>金型の製作および加工</u> (2) <u>放電および研磨加工</u> (3) <u>放電加工附属装置の製作</u> (4) <u>動力機器、金属加工機械およびその附属機器の設計製作、販売ならびにメンテナンス</u> <u>&lt;新設&gt;</u> (5) <u>金属、非鉄金属の表面処理加工業</u> (6) <u>ファインセラミックスの製造販売</u></p> <p>(7) <u>セラミックスと金属の複合材の製造販売</u> (8) <u>塗料の製造販売</u> (9) <u>精密光学機械器具の製造、販売</u> (10) <u>労働者派遣事業</u> <u>&lt;新設&gt;</u> <u>&lt;新設&gt;</u></p> <p>(11) <u>上記各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 <u>&lt;新設&gt;</u></p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>金属製品製造業または金属加工業</u> (2) <u>各種機械または同部分品製造修理業</u> (3) <u>金型の製造・販売</u> (4) <u>原動機製造業</u> (5) <u>電気機械器具製造業</u> (6) <u>輸送用機械器具製造業</u></p> <p>(7) <u>精密機械器具製造業</u> (8) <u>金属、非鉄金属の表面処理加工業</u> (9) <u>合成樹脂・セラミックス・炭素繊維等の製品およびその素材品の製造・販売</u> <u>&lt;削除&gt;</u> (10) <u>塗料の製造・販売</u> <u>&lt;削除&gt;</u> (11) <u>労働者派遣事業</u> (12) <u>発電事業および電気の売買に関する事業</u> (13) <u>前各号に関するエンジニアリング・コンサルティング・発明研究およびその利用</u> (14) <u>前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <u>&lt;削除&gt;</u> (3) 会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第20条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、15名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第21条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第29条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第29条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の員数)</u> 第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の選任方法)</u> 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(補欠監査役)</u> 第31条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 補欠監査役の選任決議は、第29条第2項の規定を準用する。 3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第34条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p>
<p>第37条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>
<p>第41条 (条文省略)</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当)</p> <p>第42条 <u>期末配当は、毎年2月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に支払う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第43条 <u>取締役会の決議により、毎年8月31日現在の最終の株主名簿等に記載または記録されている株主または登録株式質権者に中間配当をすることができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第44条 (条文省略)</p>	<p>第40条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、第58回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p>2. 第58回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</p>

以 上